

# 市・府民税、所得税の申告は 2月18日(月)から3月15日(金)まで

## 市・府民税の申告

時 午前8時45分～午後5時15分 場 市役所2階10番窓口

### ◎各種手続きに市・府民税の申告が必要です

31年度(30年分)市・府民税の申告は、31年1月1日時点で本市に住所がある方が対象になります。市・府民税が非課税の方でも、国民健康保険料や介護保険料などの算定、児童手当や年金の手続きなどのために申告が必要になる場合があります。

また、税務署への確定申告が不要な年金所得者の方でも、市・府民税の算定において医療費控除の適用を受ける場合などは市・府民税の申告が必要です。

なお、税務署へ確定申告書を提出する方や、収入が給与のみで勤務先から本市に給与支払報告書が提出されている方(提出の有無は勤務先にお問い合わせください)は、市・府民税の申告は不要です。

### ◎休日受付をご利用ください

2月24日(日)午前9時～正午に市役所2階10番窓口・課税課で市・府民税の申告受付をします。休日受付はこの日だけです。月～金曜日に申告ができない方はぜひご利用ください。

### ◎税理士記念日による特別税務相談

時 2月18日(月)午前9時30分～正午と午後1時～4時(1人30分以内) 場 市役所1階相談室

内 近畿税理士会所属税理士による国税に関する税務相談 定 11人(先着順)

申 2月15日(金)午後5時まで  
に電話で課税課 ☎754・6222



問い合わせは  
課税課(☎754・6222)

## 所得税の申告

### ◎いつでもどこでもインターネットで申告

所得税及び復興特別所得税、贈与税の申告・納期限は3月15日(金)、消費税及び地方消費税の申告・納期限は4月1日(月)です。所得税及び復興特別所得税、贈与税の確定申告には、自宅のパソコン・スマホなどから簡単に申告書が作成できる国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」をご利用ください。

なお、税務署が発行する申告用のID・パスワードを取得していれば、マイナンバーカードやICカードリーダーライターがなくてもインターネット(e-Tax)で申告することができます。詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

### ◎「医療費控除の明細書」の添付が必要です

平成29年分の確定申告から、医療費控除の領収書の提示・添付が不要となり、医療費控除の明細書の添付が必要となりました。なお、領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

### ◎公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入合計金額が400万円以下

で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合、所得税などの確定申告は不要です。

なお、所得税の還付を受けるためや株式などの損失を翌年以降に繰り越す場合、確定申告が必要になります。

7ページ上段のチャートでチェック!

### ◎申告書の作成・相談を希望される方へ

豊能税務署での申告書作成会場は、2月18日(月)から開設します(2月15日(金)以前は開設していません)。相談受付時間は午前9時～午後4時ですが、混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

事前に自宅で医療費控除の明細書の作成・集計や配当金関係書類の集計、収支内訳書・青色申告決算書の作成などの準備をしてください。

また、2月24日(日)と3月3日(日)は、申告書作成会場を臨時開設し、休日受付を行います。

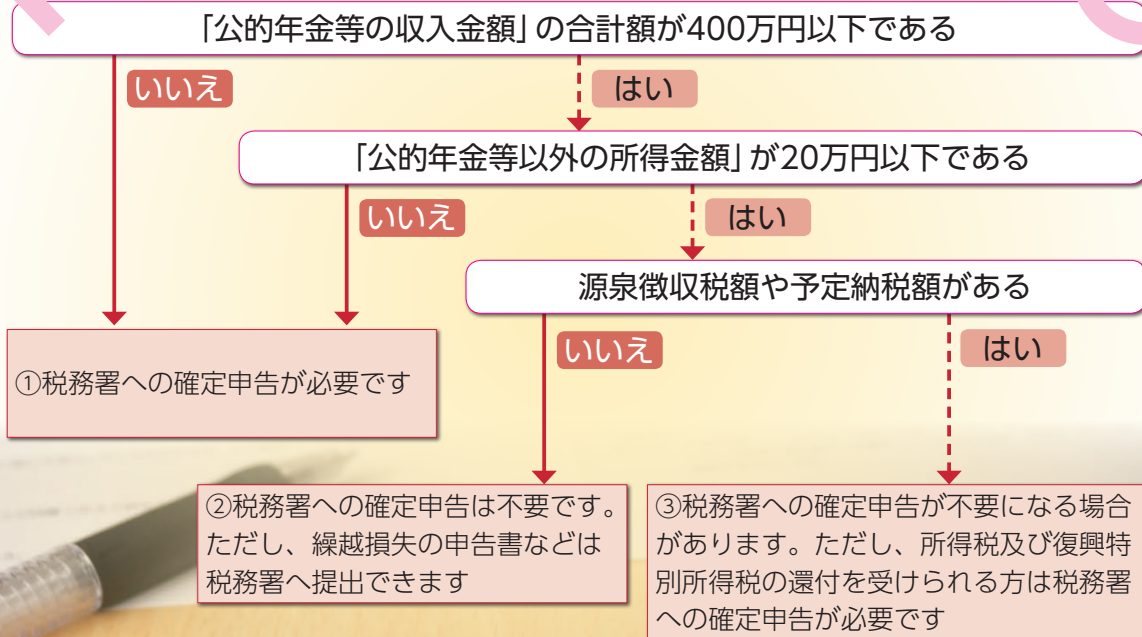
問い合わせは  
豊能税務署(☎751・2441)

市政  
トピックス

池田  
かわら  
版

2月

## 年金所得者の「申告が必要か、必要ないか」をチェック！



### 市・府民税

### 所得税

### の申告に必要なもの

- 印鑑 (認印)
- 前年中の収入などを明らかにできるもの
  - ・ 給与所得者や公的年金受給者は「源泉徴収票」(コピーや年金額のお知らせ・通知書は不可)
  - ・ 営業等、不動産、農業などの収入がある方は決算書や収支内訳書
- 国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、その他の社会保険料の支払証明書または領収書 (源泉徴収票に記載されている場合は不要)
- 医療費控除の申告をする場合は医療費控除の明細書
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書 (領収書は不可)
- 寄付金控除の申告をする場合は寄付金証明書
- 障がい者手帳、療育手帳など
- マイナンバーカード

※マイナンバーカードを持っていない方は番号確認書類 (通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しなど) と身元確認書類 (運転免許証、健康保険証、身体障がい者手帳、在留カードなど) が必要です。



# 忘れずに申請を 高額医療・高額介護合算療養費

「高額医療・高額介護合算療養費制度」は、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用する世帯の方の自己負担が高額にならないように負担の軽減を図る制度です。

## ◎対象者には通知書を送付

1年間（8月1日から翌年7月31日まで）に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額の合計額が高額となった場合に、一定の限度額（下表参照）を超えた分を利用者の自己負担額の比率であん分し、医療保険からは「高額介護合算療養費」として、介護保険からは「高額医療合算介護（予防）サービス費」として支給されます。計算は世帯単位で行いますが、同一世帯でも、加入する医療保険が異なっている場合は別々に計算されます。

平成30年7月31日現在、国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者で29年度分の支給対象者には3月上旬頃に通知書を送付するので申請をしてください。なお、対象期間中に他の市町村から転入した方や他の医療保険から移った方などについては、通知できない場合がありますので、各担当課にお問い合わせください。

## ◎限度額基準表

### ●70歳未満

所得区分	限度額 (8月～翌年7月)
所得 901万円超	212万円
所得 600万円超901万円以下	141万円
所得 210万円超600万円以下	67万円
所得 210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	60万円
住民税非課税世帯	34万円

※所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」です。



※30年7月31日現在、社会保険などの加入者は、介護保険自己負担額証明書が必要なので、介護保険窓口で交付申請をしてください。また、医療費・介護サービス費いずれかの自己負担額がない場合や、一定の限度額を超える額が500円以下の場合には支給の対象になりません。

### ●70歳以上75歳未満

### ●後期高齢者医療制度加入者

所得区分		限度額 (8月～翌年7月)
住民税課税世帯	現役並み所得者 (高齢受給者証または後期高齢者医療被保険者証の自己負担割合が「3割」となっている方)	67万円
	一般(上記以外)	56万円
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ (低所得者Ⅰ以外の住民税非課税世帯)	31万円
	低所得者Ⅰ (年金収入が80万円以下の方など)	19万円※

※低所得者Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合、介護支給分については、低所得者Ⅱの限度額が適用されます。

## 問い合わせは

【国民健康保険】国保・年金課(☎754・6253) 【介護保険】介護保険課(☎754・6228)

【後期高齢者医療制度】大阪府後期高齢者医療広域連合給付課(☎06・4790・2031)